

広域的水道整備計画(70計画)の実施状況のとりまとめ

1. 広域的水道整備計画(70計画)の今後の実施見込についての考察

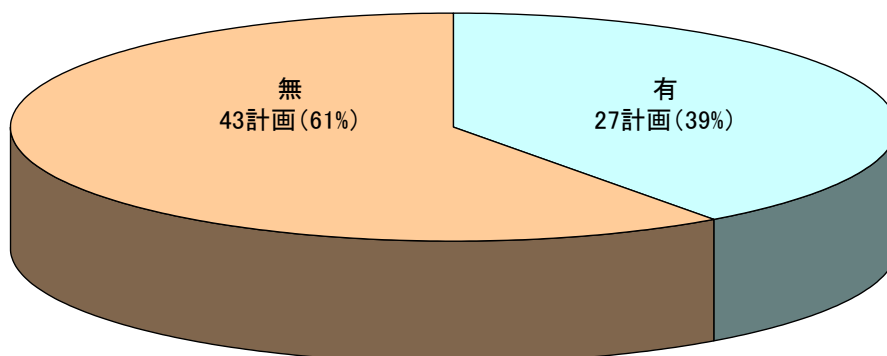
広域的水道整備計画の進捗状況について、都道府県へのアンケート回答等をもとに、70計画¹についての状況をまとめた。

① 過去の改定の有無

改定の有無を図Ⅲ-1-1に示す。27計画(39%)で改定されているが、43計画(61%)では計画策定後1度も改定されていない。

目標年次と改定の有無を表Ⅲ-1-1に、策定(または改定)年度と目標年次までの期間を表Ⅲ-1-2示す。改定されていない43計画のうち33計画では、目標年次を既に経過している。また、改定されている27計画のうちでも6計画で目標年次を既に経過しており、合計39計画(全体の56%)で目標年次を既に経過している。

また、計画された年度が古いほど、また改定された計画よりも改定されていない当初の計画の方がより計画期間が長いことがわかる。改定された27計画の、当初の策定年次と改定された年度までの期間は、平均で約18年であった(中央値15年、最頻値15年)。



図Ⅲ-1-1 改定の有無 (n=70)

表Ⅲ-1-1 目標年次と改定の有無 (n=70)

目標年次	改訂無(当初計画)		改訂有(最新計画)		合計	
～2009年	33	47%	6	9%	39	56%
～2010年	5	7%	3	4%	8	11%
～2015年	4	6%	6	9%	10	14%
～2020年	1	1%	4	6%	5	7%
2021年～	0	0%	8	11%	8	11%
合計	43	61%	27	39%	70	100%

¹ (10-1)宮城県南部水道広域圏広域的水道整備計画(仙南・仙塩ブロック、(10-2)宮城県南部水道広域圏広域的水道整備計画(大崎ブロック)については、あわせて1計画として回答・集計している

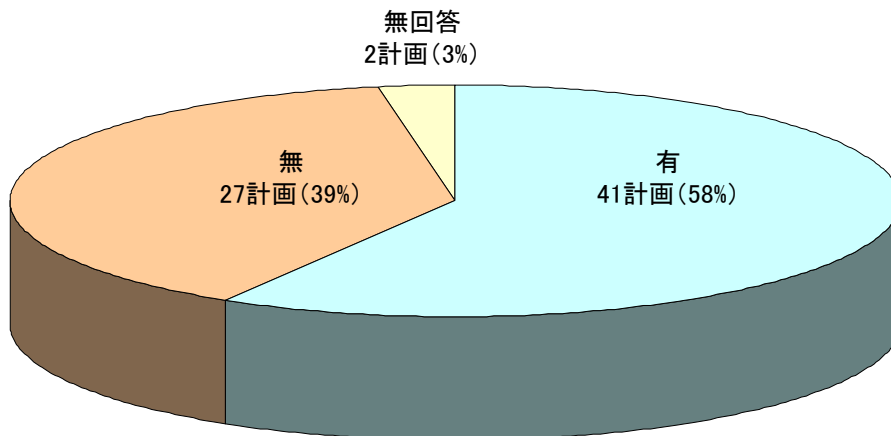
表Ⅲ-1-2 策定(または改定)年度と計画期間(n=70)

策定年次	改定無				改定有				合計			
	計画数	平均値	中央値	最頻値	計画数	平均値	中央値	最頻値	計画数	平均値	中央値	最頻値
～1980年	17	21.7	21	21	0				17	21.7	21	21
～1990年	18	18.1	17	15	4	17.3	18	—	22	18.0	17	15
～2000年	8	16.9	16	16	10	18.6	17	15	18	17.8	16	19
2001年～	0				13	16.9	14	14	13	16.9	14	14
合計	43	19.3	19	21	27	17.6	15	15	70	18.7	19	15

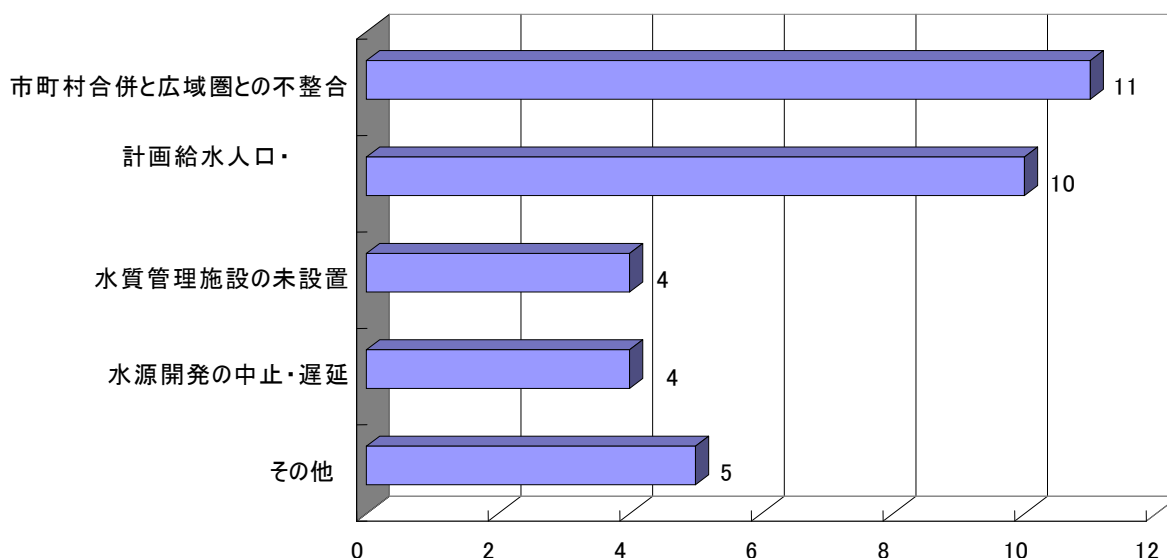
② 広域的水道整備計画と事業者等の事業計画との整合性

図Ⅲ-1-2 に示すとおり、27 計画(39%)で、策定している広域的水道整備計画と、水源開発や該当する水道事業者等における事業計画等の間に整合性が図られていない、と回答されている。

整合性が無いと回答された 27 計画では、計画上の広域圏と市町村合併によって生じた現在の市町村区分との不整合や、目標年次における計画給水人口や計画給水量と現在の人口や需要量との乖離が主な理由として挙げられている。なお、回答は自由記述であるが、その中からキーワードを抽出して分類・集計し、主なものを図Ⅲ-1-3 に示した。



図Ⅲ-1-2 整合性の有無(n=70)



図Ⅲ-1-3 整合性がない理由 (n=27、複数回答可)²

また、①の改定の有無と②の整合性との比較を表Ⅲ-1-3 に示す。17 計画(24%)においては「整合性がない」とされながらも改定も行われていない。その中には、「各事業者等からの要請がない」という理由のため整合性がないが改定していない、という回答も見られた。

表Ⅲ-1-3 改定の有無と整合性の有無 (n=70)

改定の有無	整合性の有無						総計	
	有		無		無回答			
有	17	24%	10	14%		0%	27	38%
無	24	34%	17	24%	2	4%	43	62%
総計	41	58%	27	38%	2	4%	70	100%

③目標年次と水道水源開発等施設整備費との関係

目標年次を超過している整備計画(39 計画)において、平成 22 年度水道水源開発等施設整備費の国庫補助金が内示されているものが見られる(表Ⅲ-1-4)。これらは、計画より遅れているものの、広域化に向けた施設整備が行われている計画であることが伺われる。

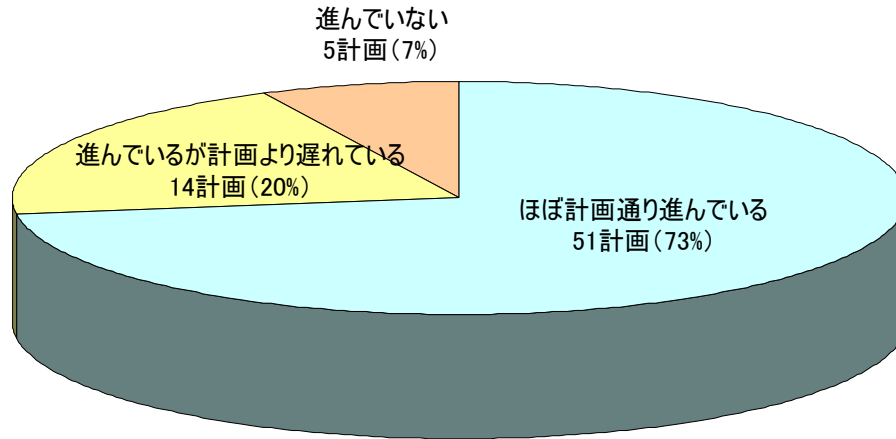
表Ⅲ-1-4 目標年次超過と水道水源開発等施設整備費 (n=70)

	整備計画数	特定広域化地域 上水道施設整備費	広域化促進地域 上水道施設整備費
目標年次超過	39	5	7

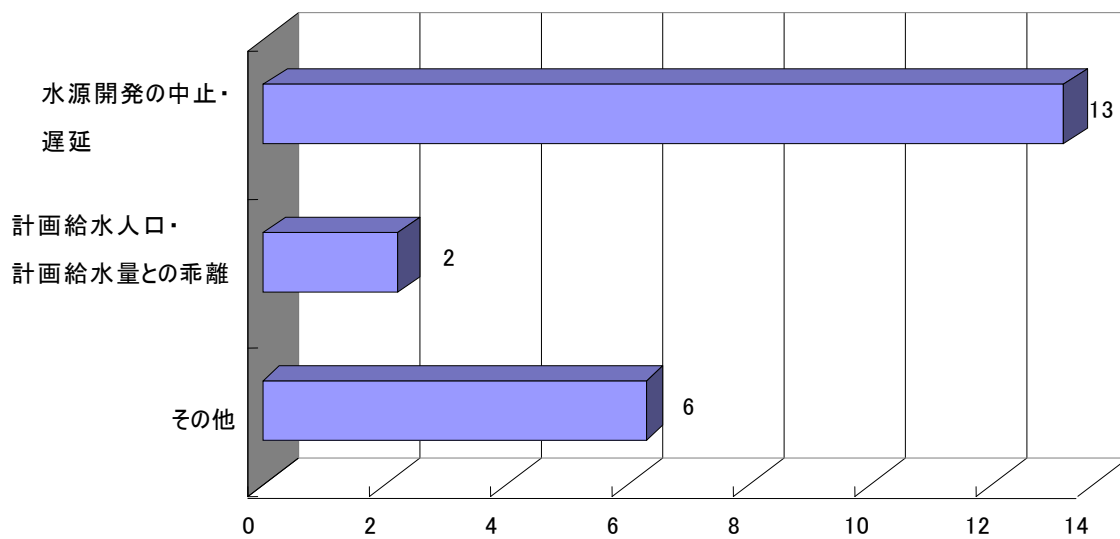
² 「その他」には、全般的な環境変化や水利権の分割等が挙げられている

④水道水源開発計画の進捗状況

図Ⅲ-1-4 に示すとおり、19 計画 (27%) で「進んでいるが計画より遅れている」、「進んでいない」と回答されている。その理由としては、「水源開発の中止・遅延」や「計画給水人口・計画給水量との乖離」が挙げられている。



図Ⅲ-1-4 水道水源開発計画の進捗状況 (n=70)



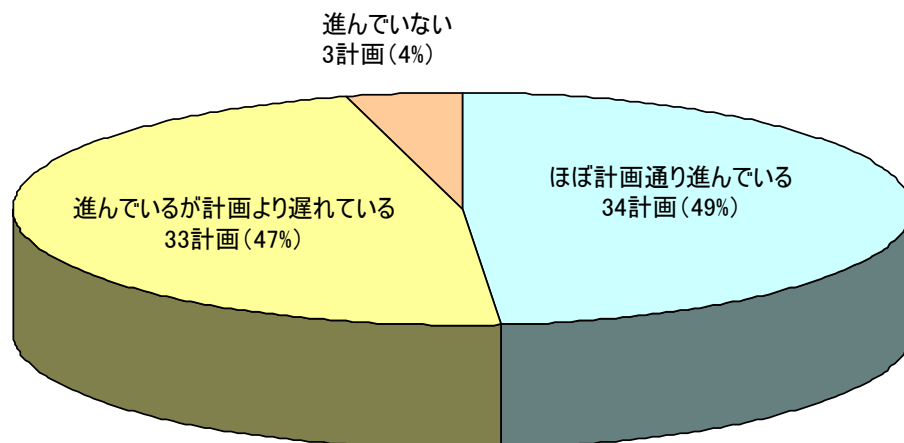
図Ⅲ-1-5 水道水源開発計画が遅れている又は進んでいない理由 (n=19、複数回答可)³

³ 「その他」には、財政状況の悪化や水源開発計画変更を予定等が挙げられている

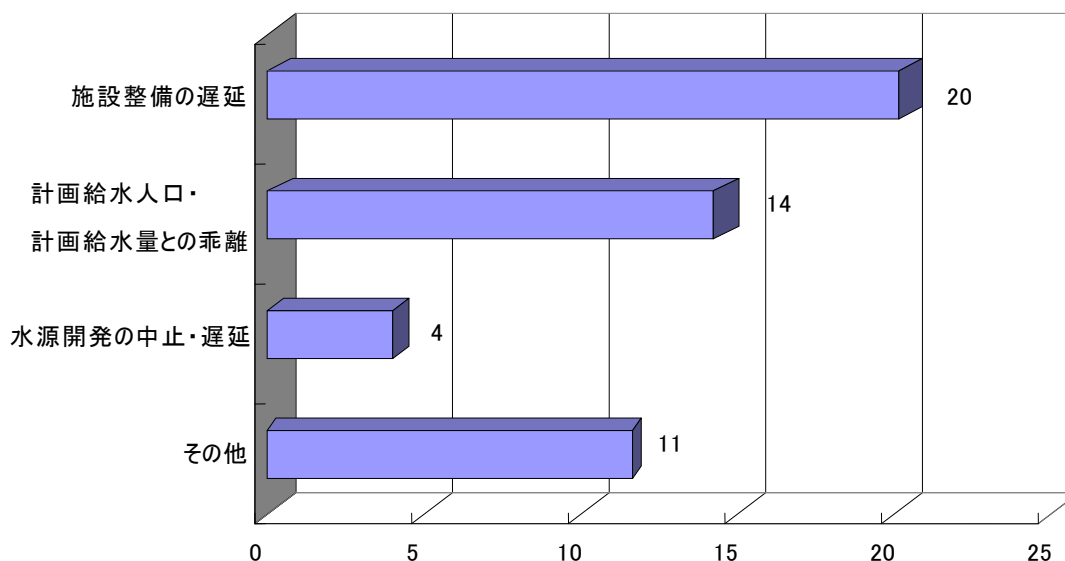
⑤施設整備計画の進捗状況

図Ⅲ-1-6 に示すとおり、36 計画 (51%) で「進んでいるが計画より遅れている」、「進んでいない」と回答されている。

主な理由としては、「施設整備の遅延」が最も多く挙げられており、その中では浄水施設の新設や、施設耐震化が課題になっていることが伺われる。次に「計画給水人口・計画給水量との乖離」が挙げられている。



図Ⅲ-1-6 施設整備計画の進捗状況 (n=70)

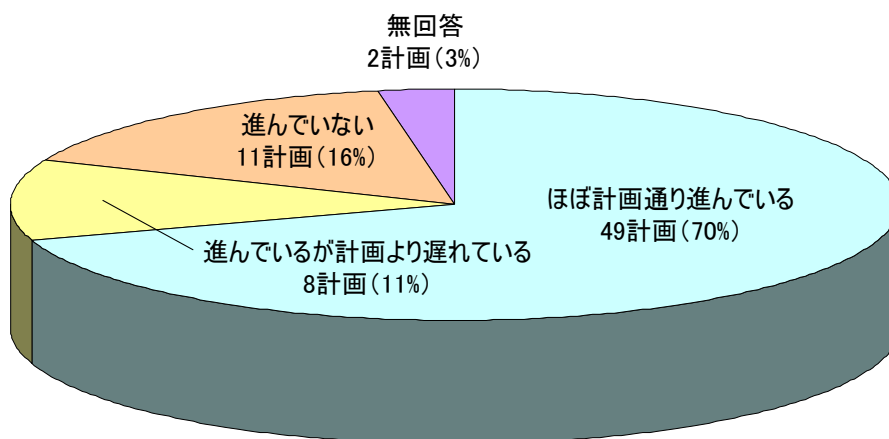


図Ⅲ-1-7 施設整備計画が遅れている又は進んでいない理由 (n=36、複数回答可)⁴

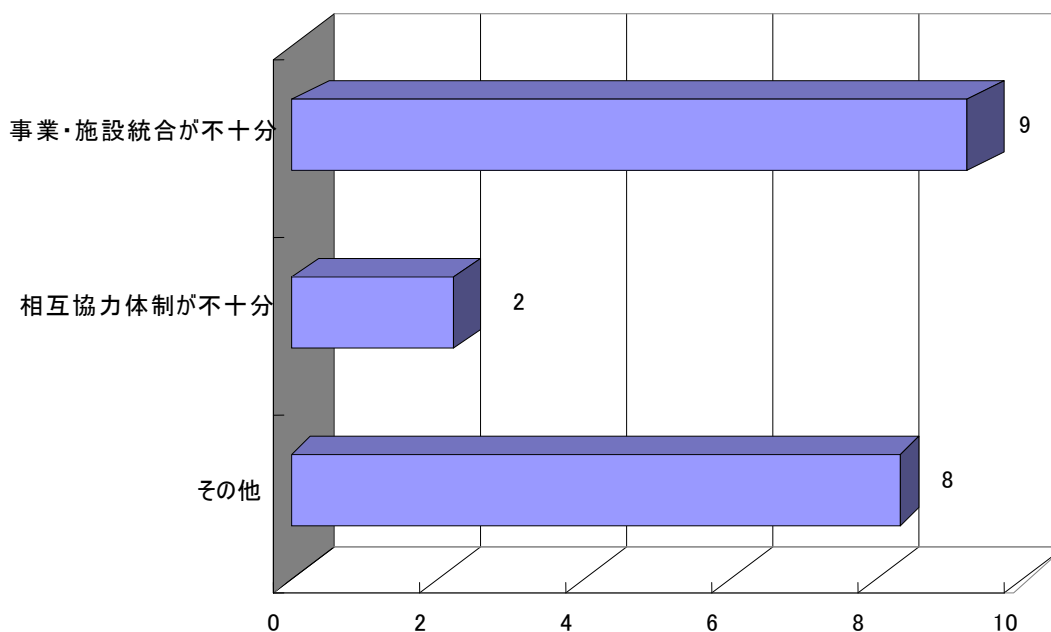
⁴ 「その他」には、財政状況の悪化等が挙げられている

⑥施設管理計画の進捗状況

図Ⅲ-1-8 に示すとおり、19 計画(27%)で「進んでいるが計画より遅れている」、「進んでいない」と回答されているが、おおむね計画通り進んでいることが伺われる。遅れている理由としては、事業統合や施設統合が進んでいないことが最も多く挙げられた。ほぼ計画通り進んでいる理由としては、災害時の応援等の相互協力体制が構築されたことや、集中管理・遠隔監視等のシステムが導入されたことなどが挙げられた。



図Ⅲ-1-8 施設管理計画の進捗状況 (n=70)



図Ⅲ-1-9 施設管理計画が遅れている又は進んでいない理由 (n=19、複数回答可)⁵

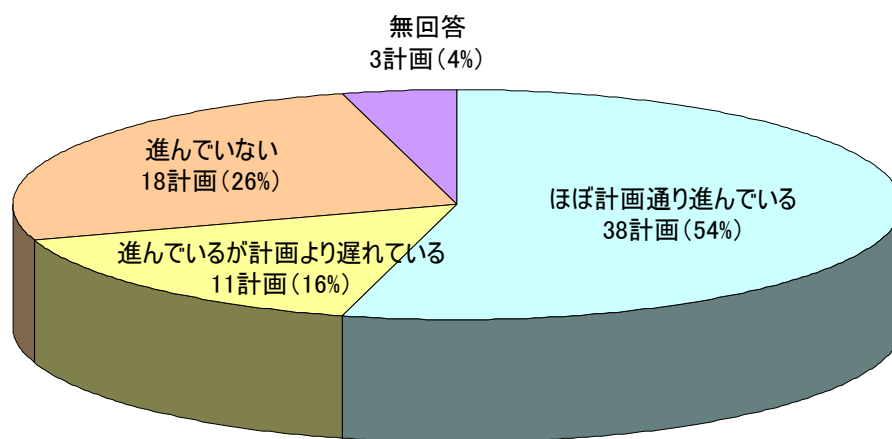
⁵ 「その他」には、機能診断・耐震診断の未実施等が挙げられている

⑦水質管理計画の進捗状況

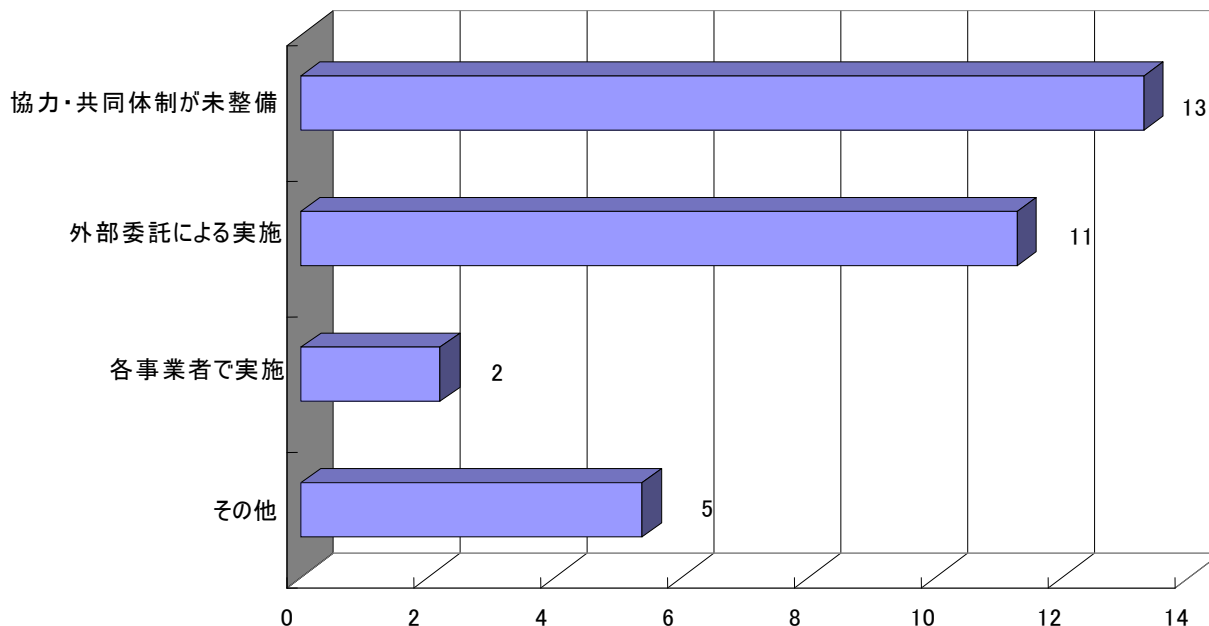
図Ⅲ-1-10に示すとおり、29計画(42%)で「進んでいるが計画より遅れている」、「進んでいない」と回答されている。

遅れている理由としては、「協力・共同体制が未整備」や「外部委託により実施している」、「各事業者で実施している」等が挙げられた。

水質検査登録機関の充実や検査料金の低下等により、外部委託化が進んできていることから、水質の共同検査化等が遅れていることが伺われる。



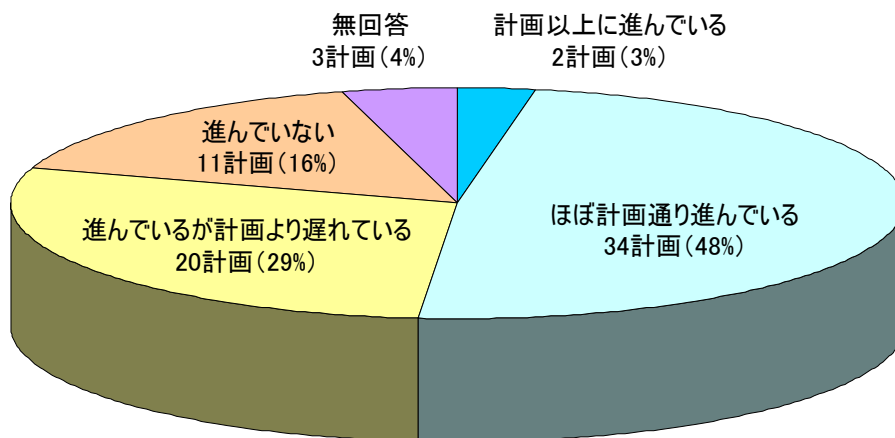
図Ⅲ-1-10 水質管理計画の進捗状況 (n=70)



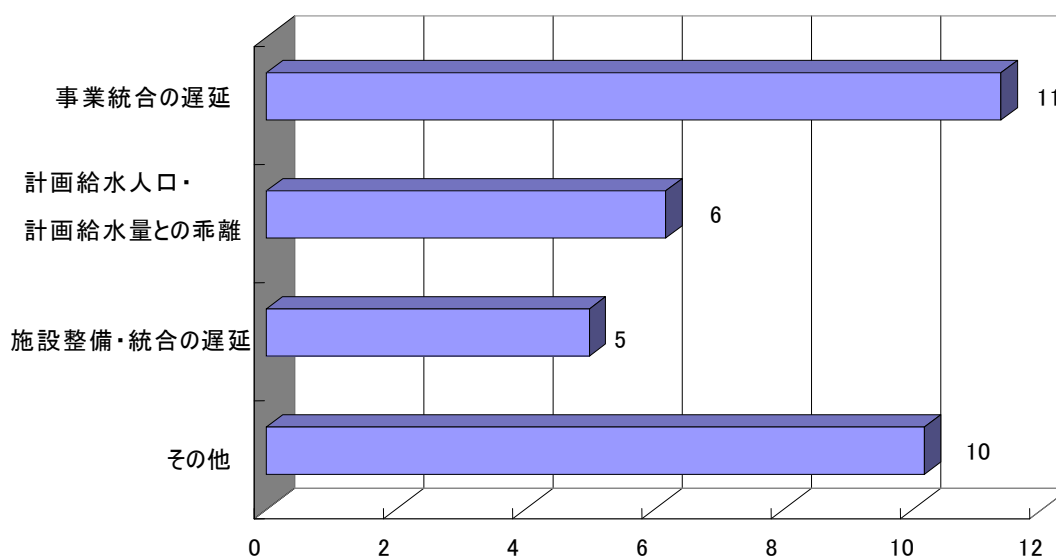
図Ⅲ-1-11 水質管理計画が遅れている又は進んでいない理由 (n=29、複数回答可)

⑧地域全体の年次計画の進捗状況

図Ⅲ-1-12に示すとおり、31計画(45%)で「進んでいるが計画より遅れている」、「進んでいない」と回答されている。遅れている理由としては、「事業統合の遅延」が多く挙げられ、次いで「計画給水人口・計画給水量との乖離」、「施設統合の遅延」等が挙げられている。



図Ⅲ-1-12 年次計画の進捗状況 (n=70)



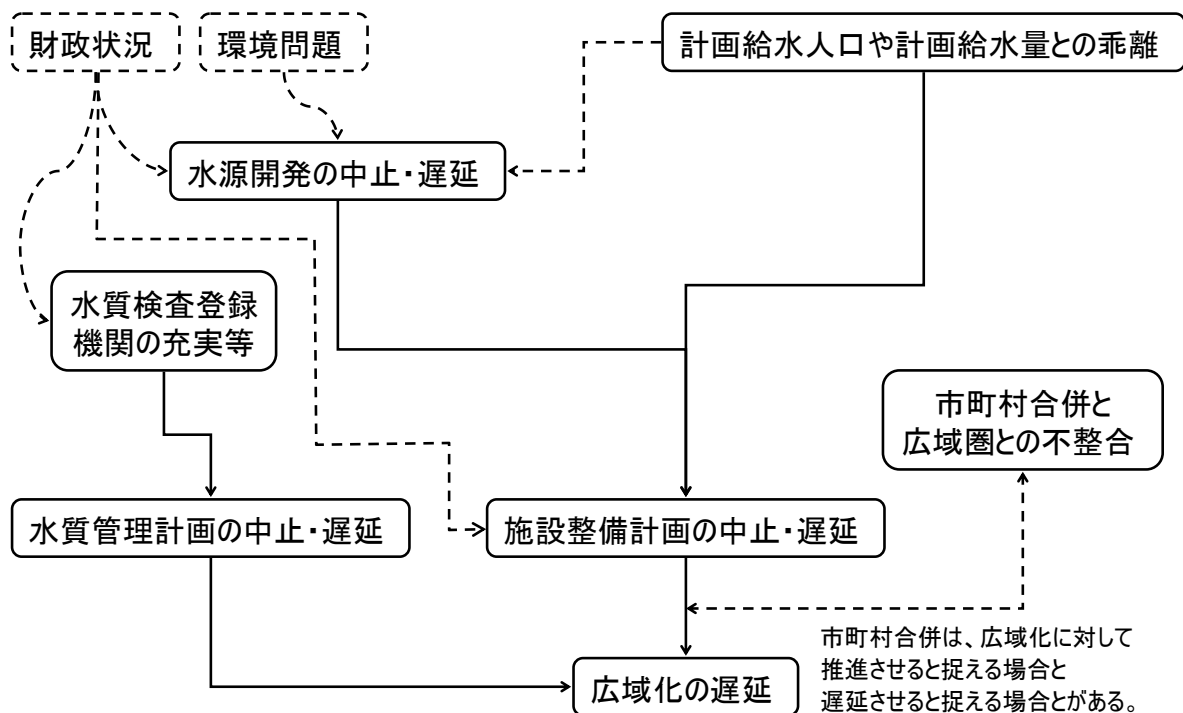
図Ⅲ-1-13 年次計画が進んでいるが計画より遅れている又は進んでいない理由

(n=31、複数回答可)⁶

⁶ 「その他」には、財政状況の悪化等が挙げられている

2. 広域的水道整備計画の遅延の原因分析

3.1 で分析した結果をもとに、広域的水道整備計画の進捗状況に影響のある要因をイメージ化したものを図Ⅲ-1-14に示す。



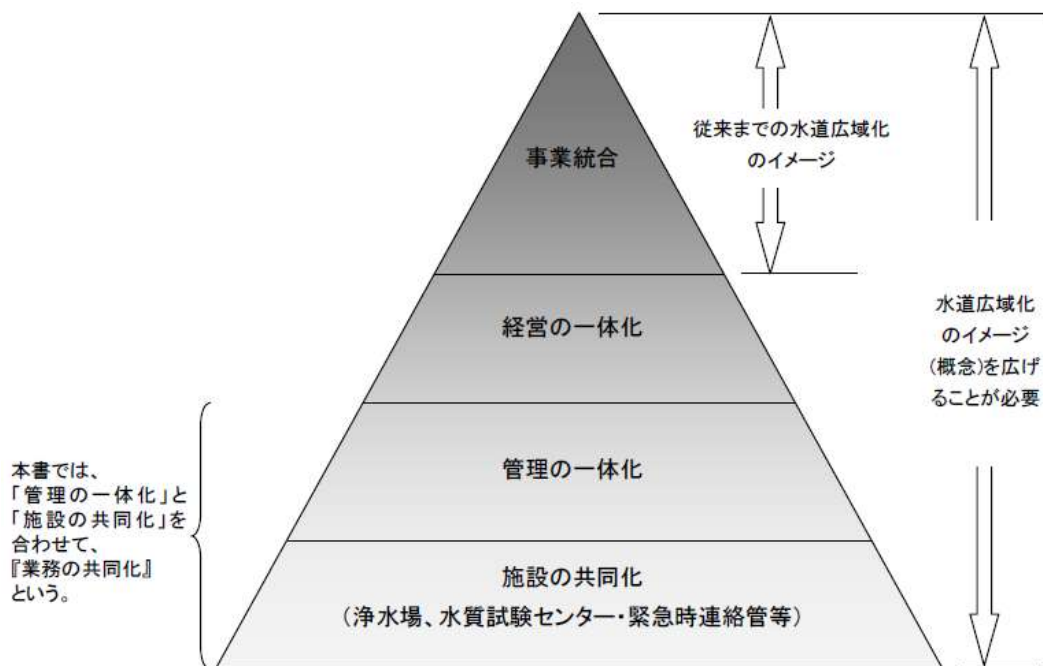
図Ⅲ-1-14 広域的水道整備計画の年次計画の遅延の原因分析

広域的水道整備計画の進捗が遅延している主な原因として、「目標年次における計画給水人口、計画給水量と現状との乖離」が大きくなることにより、施設整備計画等の進捗に影響を与えていることがアンケート結果から読みとれる。また、水源開発計画や施設整備計画の中止・遅延が広域化の遅延理由として挙げられる場合もある。

次に、広域的水道整備計画の整合性の無い理由としては、「市町村合併と広域圏に含まれる市町村との不整合」や「目標年次における計画給水人口、計画給水量の現状との乖離」や「水源開発の中止・遅延」によるものが挙げられている。

3. 新たな広域化の展開

従来の水道広域化とは、効率的に水需給の均衡を図ることを目的としており、また施設を統合することにより事業統合を行うことが目指されていたが、平成16年6月に策定された「水道ビジョン」では、水道の運営基盤の強化策として、これまでの施設整備に着目した水道の広域化に加えて、経営や管理の一体化や施設の共同化にも目を向けた、新たな概念の広域化の推進が示されている(図Ⅲ-1-15 参照)。経営、管理、施設の一体化や共同化、相互協力体制の整備等は水源開発計画や施設整備計画の進捗に係わらずに進めることが可能であり、また、財政基盤や技術基盤の強化にも繋がるため、これらを先行して進めていくことも重要と考える。



図Ⅲ-1-15 新たな水道広域化のイメージ(出典:「水道広域化検討の手引き」)

以上より、今後の広域的水道整備計画制度のあり方として、広域化を推進するための方策例をまとめると。

表Ⅲ-1-5 現状と広域化推進のための方策

現状	課題	方策
計画給水人口・計画給水量との乖離 水源開発の中止・遅延	施設整備計画等の遅延	①整備計画の改定手続きの見直し ②水道整備基本構想の活用
上記を理由とする計画全体の遅延	管理・施設の共同化等の遅延	③「新たな水道広域化の概念」の浸透

①整備計画の改定手続きの見直し

アンケートの回答の中には、現状の整備計画と各事業者の計画との整合性が無いとしながらも、整備計画の見直しを行っていない理由として、「各事業者等からの要請がないため」という回答も見られた。これは、現状の整備計画改定手続きの煩雑さにも一因があると考えられる。

現在、整備計画の改定の手続きは、策定の場合に準じて行うものとされており、事業者となる地方公共団体の共同した要請、都道府県知事による策定、当該地方公共団体との協議、都道府県の議会の同意の各ステップが必要となる。改定の場合には手続きの簡素化など見直しを検討することが望まれる。

②水道整備基本構想の利用

水道整備基本構想は、必要に応じて都道府県が管内の水道事業等を包括した都道府県版地域水道ビジョンとして位置づけることが奨励されている。整備計画の改定の際には、基本構想の視点を取り入れるものであることから、計画の改定に先立ち、この基本構想を適切に見直すことでスムーズな整備計画の見直しに繋がるものと考えられる。

③「新たな水道広域化の概念」の浸透

各事業者の運営基盤強化の面からも、新たな水道広域化の概念、事業統合促進のための制度等を浸透させることにより、水質監視体制、応急体制協議会の立ち上げ等の、施設整備等を伴わない分野から広域化を推進していくことが望まれる。

以 上